

# 新たな基本構想が答申されました

区では、現在の基本構想が3年度に終期を迎えることから、4年度を始期とする新基本構想の策定に向けて杉並区基本構想審議会（以下、審議会）を設置し、2年8月から審議を重ねてきました。

このたび、審議会が主体となり実施した新基本構想の答申案に係るパブリックコメントや地域説明会での意見等を踏まえ、修正を行った上で9月14日に新たな基本構想が区長に答申されました。答申では、今後おおむね10年程度を展望した区が目指すまちな姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」としています。

区では審議会の答申を受け、現在開催中の第3回区議会定例会に新基本構想を議案として提案しています。



▲答申全文



▲審議会会長・青山伊氏から田中区長へ答申書が渡されました。

—— 問い合わせは、企画課へ。

## 杉並区基本構想答申案について区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）の結果をお知らせします

審議会では、基本構想の答申に先立ち「杉並区区民等の意見提出手続きに関する条例」の規定に基づき、「広報すぎなみ」6月15日号などで答申案を公表し、皆さんからご意見を伺いました。

●意見提出期間 = 6月15日～7月21日 ●意見提出件数 = 139件（延べ392項目）

### いただいた主なご意見の概要と審議会の考え方

該当箇所	主なご意見の概要	審議会の考え方
第1 基本構想策定の背景 (3)現基本構想に基づいた区 の取組の振り返り	現基本構想のどこが達成できて何が不十分か、特に未達成の部分をはっきりさせてほしい。	分かりやすい表現となるよう、今後の課題の具体例として「デジタル化に向けた対応の遅れや、地域社会の担い手の高齢化・固定化といった課題への対応、さらには、効果的な情報発信に向けた工夫が必要との意見など、今後さらに注力していくべき課題についての指摘がありました。」と追記します。
第2 基本構想を貫く3つの 基本的理念	誰一人として取り残されない社会という点から、差別の禁止を明記することが必須である。	誰一人として取り残されない社会の視点から、差別をなくす視点を追記することとし、「誰一人として取り残されない社会」を「誰一人として差別されず、取り残されない社会」に修正します。
第3 杉並区が目指すまちな 姿	今回杉並区が目指すまちな姿とした「みどり豊かな 住まいのみやこ」は、前回に比べても具体的に欠け基本構想のイメージが湧かない。	杉並の個性や特徴を端的に表し、短いフレーズで区民にとって覚えやすく伝わりやすいものをコンセプトに設定したものであり、その考え方として「杉並の個性や特徴を端的に表し、覚えやすく伝わりやすいものとして」掲げるものであることを追記します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「防災・ 防犯」分野	地域ごとの特性に応じた取り組みやメリハリを付けた取り組みについての記述が良かったのではないかと。	重点的な取組「■災害に強いまちづくりの基盤づくり」に、地域ごとの特性に応じた取り組みやメリハリを付けた取り組みを進めていく視点を追記することとし、「まちの基盤整備」を「地域ごとの特性に応じたまちの基盤整備」に、「雨水流出抑制施設の設置など」を「区民への迅速な情報提供の一層の充実や雨水流出抑制施設の設置の推進など」に修正します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「まちづ くり・地域産業」分野	隣接する区市に区民の生活圏となっている駅があるので、まちづくりの対象を区内18駅に限定する表記は改めてほしい。	「交通拠点となる区内18駅」を「交通拠点となる駅」に修正します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「環境・ みどり」分野	商業・工業・農業などの地域産業が、区民の暮らしの安全と安心に貢献していることを明記すべきである。	取組の方向性の説明に、地域産業が区民の暮らしの安全と安心に寄与している視点を追記することとし、「暮らしや環境と調和した地域産業を育成」を「環境と調和し、区民の暮らしの安全・安心を支えている地域産業をさらに育成」に修正します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「福祉・ 地域共生」分野	取組の方向性(3)を「みどりや水辺を育み、自然と人の営みが共存できるまちづくりを進める」とする。	取組の方向性の記載について、「みどりを育み」を「みどりや水辺を育み」に修正します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「福祉・ 地域共生」分野	取組の方向性(3)は、「公的な介護の充実に加えて、家族や関係者を個別に支えている人(ケアラー)が孤立したり、…」といった文章に変えたほうが良い。	ケアラーの支援だけでなく、公的な介護の充実の視点を追記することとし、「公的な介護によらず」を「公的な介護の充実を図るとともに、これによらず」に修正します。
第4 分野ごとの将来像と 取組の方向性 - 「学び」 分野	デジタル化について随所に出てくるが、これはあくまでも「手段」であり「目的」ではない。主客が転倒しているものがある。	デジタル化の推進は、目的ではなく、取り組みを進めていく上での手段であることを明確にする観点から、「一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えるICTの活用を図ります」を「ICTの活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます」に修正します。
第5 区政経営の基本姿勢	「(1)時代やニーズの変化に弾力的に対応できる財政基盤を構築する」とあるが、この項目には、「歳出削減」という言葉が必要である。	時代やニーズの変化に弾力的に対応できるよう、絶えず経費の精査をしていく視点として、「行政評価の仕組みを一層活用し、経費や効率性の精査を行うことなどを通じて」と追記します。
第5 区政経営の基本姿勢	基本構想の推進にあたり、定期的に成果などを振り返り、区民にも基本構想を常に意識し続けることができるよう働きかけ続けることが大切ではないかと。	基本構想の実現を確かなものとするため、行政計画の進捗や達成度を区と区民等が共有していく視点として、第5の最後に次のとおり追記します。 4 区民と共に実現する基本構想 基本構想の実現に向けて、区民や地域団体、民間事業者等と区が、この基本構想を共有した上で、力を合わせて共に取り組んでいくことが重要です。そのため、基本構想に基づいて区が別途策定する、総合計画等の進捗状況や達成度について、区民等と区が共に確認しながら、その実現を目指して取り組んでいくこととします。

※その他、パブリックコメントによらない修正（他の文章と表現を合わせる観点からの文章修正、最新の数値への修正、より適切な記述への修正等）をしています。

いただいたご意見（要旨）と区の考え方、答申案の修正箇所と修正内容および修正後の答申については、企画課（区役所東棟4階）、区政資料室（西棟2階）、区民事務所、図書館でも11月6日までご覧になれます（各閲覧場所の休業日を除く）。区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き（パブリックコメント）」）でも閲覧できます。

## 新総合計画等の計画案について地域説明会を開催します

区では、4年度を始期とする新たな総合計画等の策定を進めています。計画策定に当たり区民の皆さんからのご意見を伺うため、説明会を開催します。ぜひご参加ください。なお、計画案の概要については今後「広報すぎなみ」および区ホームページでお知らせします。

### ◆策定する計画

「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」・「杉並区区政経営改革推進計画」・「杉並区協働推進計画」・「杉並区デジタル化推進計画」・「杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン」  
※計画の名称は仮称です。



### ◆新総合計画案等の説明会

各計画案の概要について説明します。その後、参加者との意見交換を行います。  
☎電話・ファクス・Eメール（12面記入例）に託児・要約筆記・手話通訳を希望する方はその旨も書いて、10月21日までに企画課 ☎3312-9912 ☎kikaku-k@city.suginami.lg.jp ☒説明会の様子は、区ホームページで動画配信予定

各計画案の説明会（事前申込制・抽選）			オープンハウス形式による説明会
日程	時間	実施会場	時間
10月31日(日)	午後2時～4時	区役所第3・4委員会室	午前11時～午後3時
11月1日(月)	午後6時～8時	井草地域区民センター（下井草5-7-22）	午後3時～7時
11月2日(火)		西荻地域区民センター（桃井4-3-2）	
11月3日(水)	午後2時～4時	旧杉並第四小学校（高円寺北2-14-13）	午前11時～午後3時
11月4日(木)	午後6時～8時	ウェルファーム杉並（天沼3-19-16）	午後3時～7時
11月5日(金)		高井戸地域区民センター（高井戸東3-7-5）	
11月8日(月)		永福和泉地域区民センター（和泉3-8-18）	

※オープンハウス形式による説明会では計画案の概要を示したパネルを展示し、開催時間中、自由にご覧いただけます。ご質問、ご意見も伺います。直接会場にお越しください。10月31日は、区役所1階ロビーで開催します。  
※車でのお来場はできません。

## 区民意見を募集します

### 【ご意見をお寄せください】

#### ◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は、勤務先・学校の名称と所在地、事業者の方は事業所の名称と所在地、代表者の氏名）を記入（区ホームページにもご意見を書き込めます）。  
※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、後日「広報すぎなみ」等で公表する予定です。

#### ◇閲覧・意見募集期間

10月31日（必着）まで

#### ◇閲覧場所（各閲覧場所の休業日を除く）

都市整備部管理課（区役所西棟5階）、区政資料室（西棟2階）、各区民事務所、各図書館

#### ◇意見提出・問い合わせ先

都市整備部管理課 ☎5307-0689 ☒toshi-kanri@city.suginami.lg.jp

## 杉並区地域強靱化計画（案）

### ◇目的

さまざまな大規模自然災害から区民の生命と財産を守るため、事前防災・減災および迅速な復旧復興に資する強靱化の施策を総合的、計画的に推進することを目的として策定します。

### ◇概要

#### ●基本目標

地域強靱化の推進に向けて、4つの基本目標を設定します。  
①区民の生命の保護を最大限図る

- ②区政および地域の重要な機能を維持する
- ③区民の財産および公共施設の被害を最小化する
- ④災害発生後、迅速な復旧・復興を図る

#### ●推進目標と推進方針

基本目標を具体化し、強靱な地域づくりを平時から持続的に展開するため、8つの推進目標を設定します。また、推進目標の妨げとなるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するため、地域強靱化の推進方針を設定します。

※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。